

## 神奈川県告示第 488 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 27 年 11 月 11 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 1 起業者の名称

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

### 2 事業の種類

一般国道 468 号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・神奈川県横浜市栄区田谷町字中ノ橋地内から藤沢市城南一丁目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

### 3 手続が開始される土地

#### (1) 収用の手続が開始される土地

横浜市栄区田谷町字中ノ橋、字相ノ田及び字株ケ下地内

横浜市戸塚区小雀町字大面地内

藤沢市城南三丁目及び城南四丁目地内

#### (2) 使用の手続が開始される土地

横浜市栄区田谷町字中ノ橋、字相ノ田及び字株ケ下地内

横浜市戸塚区小雀町字大面地内

藤沢市大鋸字外原、字大清水、字小清水及び字谷、西富字膳棚、字岸及び字西原、西富二丁目、白旗一丁目、花の木、稲荷一丁目、本藤沢一丁目、本藤沢二丁目、藤沢一丁目、藤沢二丁目、藤沢三丁目、藤沢四丁目、藤沢五丁目、城南三丁目、城南四丁目並びに大庭字原地内

### 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市栄区役所総務部区政推進課、横浜市戸塚区役所総務部区政推進課及び藤沢市役所土木部土木計画課